

北海道告示第11409号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項の小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業)(日本海海域)について、制限措置を次のとおり定めた。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	
小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業)	日本海海域	天塩川河口左海岸から正西の線以南、石狩市雄冬岬から正西の線以北の海域のうち、150メートル以浅を除いた海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	毎年、9月16日から翌年5月31日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:10隻)	15トン未満	留萌振興局管内(天塩郡幌延町を含む。)に住所を有する者